

事務連絡
令和3年1月8日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課
消防庁危険物保安室

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を踏まえた消防法等
関係法令の運用について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言がなされ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一都三県を対象区域（特措法第38条に規定する特定都道府県）として本日から緊急事態措置を実施することとされました。また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、特定都道府県においては不要不急の外出・移動の自粛、テレワークの推進等の感染拡大防止の取組を強力に推進するとともに、それ以外の地域においても感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を図っていくこととされているところです。

これらを踏まえた消防法令の運用上の留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので執務上の参考として下さい。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 検査・手続等における感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期す観点から、建物等（防火対象物や危険物施設等）の使用開始時等において、消防法令に基づく検査等を実施する必要がある場合には、引き続き、あらかじめ関係者に対し立ち会う人数を最小限にするよう働きかけるとともに、互いに十分な距離をとることができ、換気が十分になされた空間での実施やマスクの着用等、感染予防対策を徹底すること。

また、消防法令等に基づく申請等の手続については、申請書等において押印が不要であることも踏まえ、人と人との接触を避けるため、極力電子メール等により受け付けることが適当であること。

2 消防設備士講習及び危険物取扱者講習について

新型コロナウイルス感染症対策のため、消防設備士講習又は危険物取扱者講習の受講が難しい者については、引き続き、「消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について（通知）」（令和2年2月25日付け消防予第49号・消防危第43号）のとおり、違反点数の計上に関して適切に対処すること。また、これらの講習の実施に当たっては感染対策を徹底するとともに、特定都道府県においては当該都道府県の設定する規模要件等に沿って実施すること。なお、危険物取扱者講習については、「危険物取扱者保安講習のオンラインによる実施について（通知）」（令和2年12月25日付け消防危第306号）によりオンライン実施の考え方を示しており、また、消防庁において講習動画を作成しているので、適宜活用されたいこと。

3 消防法令に規定する各種点検等について

(1) 防火対象物等に関する事項について

消防法（昭和23年法律第186号、以下「消防法」という。）に基づく立入検査、違反処理等について、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することが困難な場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について」（令和2年4月13日付け消防予第101号）の1のとおり、当該事情を勘案した上で妥当な期間を設定し、又は必要に応じて期限を延長するなど、弾力的に対応されたいこと。

なお、消防法令に定める各種点検の期間の延長については、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和2年12月25日付け消防予第388号）の第一（2）により通知したところであるが、今般の緊急事態宣言を踏まえ、特定都道府県を対象として当該期間延長に関する消防庁告示を制定予定であること。

(2) 危険物施設に関する事項について

①保安検査の期限について

消防法第14条の3の規定に基づく保安検査について、新型コロナウイルス感染症対策のため検査実施が困難であると認められる場合には、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の4第2項ただし書を適用することができること。また、この場合において、「新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について（通知）」（令和2年4月3日付け消防危第92号）のとおり検査を行うまでの間は次に掲げる措置を実施し、検査が可能となった際に速やかに検査を行うこと。

- (i) 日常点検を徹底し、特に当該貯蔵所等で貯蔵等を行う危険物の残量の管理を的確に行うなど、事故の発生防止及び早期発見を徹底すること
- (ii) 漏れ等を発見した際の速やかな応急体制を確保しておくこと

②定期点検の期限について

特定都道府県においては、消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく定期点検について、「災害時等に市町村長等が別に定める定期点検の期限に関する運用上の留意事項について（通知）」（令和 2 年 12 月 25 日付け消防危第 304 号）のとおり、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 62 条の 4 第 1 項ただし書等を適用し、市町村長等が、点検を行うべき期限を別に定めることが適当であること。また、特定都道府県の隣県など社会経済的につながりのある地域においても、定期点検の実施が困難となる場合には、同様の取扱いとすることが適当であること。

③立入検査・違反処理等について

危険物施設に対する立入検査、違反処理等について、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することが困難な場合には、当該事情を勘案した上で妥当な期間を設定し、又は必要に応じて期限を延長するなど、弾力的に対応されたいこと。

4 特措法第 48 条第 1 項に規定する臨時の医療施設の開設について

特措法第 48 条第 1 項に規定する臨時の医療施設の開設に当たっては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 3 項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について」（令和 2 年 4 月 7 日付け消防予第 92 号）を参照されたいこと。

なお、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号）を適宜活用いただきたいこと。

消防庁予防課

担当: 桑折、五味

TEL: 03-5253-7523

yobo@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室

担当: 勝本、竹中

TEL: 03-5253-7524

fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp